



令和8年3月25日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局 監査課	企画・特別 監査係	佐藤	内線 8213 直通 058-272-8774 FAX 058-278-2829

住民監査請求に係る監査の結果について

令和8年1月19日に提出された住民監査請求について、岐阜県監査委員は監査の結果を同年3月23日に決定し、同日付けで請求人に通知しました。請求の概要及び監査の結果については、以下のとおりです。

記

1 請求の概要

《請求の要旨》

曾代用水土地改良区（以下「土地改良区A」という。）では、法令遵守を欠いた不健全な運営が継続しているが、県が土地改良法第132条（報告の徴収及び検査）及び、第134条（違反行為に対する措置・違反役員解任等）に基づく土地改良区Aに対する指導監督・検査及び違反役員等への措置（以下「指導監督等」という。）に関する権限を適正に行使せず放置してきたことは制度的不作為である。制度的不作為の結果、請求人は損害を被ったため県を提訴したが、県は当該訴訟の対応のために弁護士を選任して費用を負担している。職員が職責を果たしていれば請求人は訴訟を起す必要が無かったものである。また、このような職務怠慢状態にあった職員に対して勤務成績に対する報償である勤勉手当が支給されている。

本件請求は、このような制度的不作為を前提として行われた「弁護士報酬の公金支出」及び「職務怠慢状態にあった関係職員に対する勤勉手当の支給」という二つの財務会計行為（以下「本件財務会計行為」という。）の違法性及び不当性について、地方自治法第242条1項に基づき、監査及び必要な措置を求めるものである。

2 監査の結果

請求には理由がないものとして「棄却」する。

《「棄却」とした理由》

農地整備課及び中濃農林事務所は、岐阜県土地改良区検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づき、土地改良区Aに対して定期検査及び特

別検査を実施している。また、検査要領の整備並びに運用には県に政策的かつ技術的な見地から広範な裁量を与えられていることから、県の検査監督等の方法が著しく合理性を欠くものとは認めすることはできない。

また、県が本件財務会計行為である弁護士報酬を負担した理由は、県の法的主張の妥当性を外部の専門家の視点から検証することで、県の法的主張を訴訟において適切に行うことが担保でき、また類型的な事案ではなく慎重な訴訟対応が必要なためであり、職員の時間的・精神的な負担への配慮が求められる訴訟事務において、弁護士を選任するこうした理由が裁量権を逸脱したものとは認められない。

あわせて、請求人が職務怠慢状態にあったと主張する関係職員24名に支給された令和7年勤勉手当について、このうち、令和7年3月31日以前に退職又は休職している職員5名については、令和7年中に勤勉手当が支給されていないので本件監査の対象外である。勤勉手当の支給対象となった職員については、基準日に在籍していることが確認され、支給対象外事項にも該当しておらず、不支給とすべき事情はないため、違法又は不当な公金支出とは認められない。

以上のことから、本件財務会計行為に違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

※詳細は、監査の結果（別紙）のとおり

【参考】岐阜県監査委員（5名）

監査委員 澄川 寿之
監査委員 安井 忠
監査委員 鈴木 祥一
監査委員 安田 典子
監査委員 飯沼 敦朗

ホームページ

キーワード検索

岐阜県 住民監査請求 結果

Web検索

アクセス順

トップページ > 県政情報 > 住民監査請求 > 住民監査請求の結果

アドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70510.html>